

平成29年 第8回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年8月18日

会 場 館岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月18日（金） 午後1時30分

2 開催場所 舘岩会館

3 出席委員数 27人
会 長 30番 五十嵐伸人
会長職務代理者 29番 室井 文一
委 員

1 番 小山 裕司	2 番 平野 恒二	
4 番 星 和孝	5 番 渡部 和幸	6 番 浅沼 誠治
7 番 五十嵐喜一	8 番 小椋貴一郎	9 番 渡部 昭雄
10 番 齋藤 融	11 番 目黒久一郎	12 番 星 利一
13 番 平野 信行	14 番 山内 敬	15 番 馬場 久男
16 番 湯田 義三	17 番 湯田 孝義	
19 番 塩生 隆晴	20 番 五十嵐久長	21 番 大竹 実
22 番 湯田 重行	23 番 星 清次	24 番 小野 孝
26 番 星 又エ門	27 番 星 久光	28 番 渡部 一男

4 欠席委員数 3人
3 番 赤井 美洋 18 番 猪俣 忠久 25 番 月田 宏

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可(30アールを超える農地)申請について
- 第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第4号 現況確認証明申請について
- 第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について

第9 議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長	五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長	渡 部 守 一
主 査	廣 野 由 美
臨時事務補助員	大 竹 幸 子

7 会議の概要

	審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行った。
会 長	【会長挨拶】 南会津町農業委員会総会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第 1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第 4 条の規定により、議規則第 4 条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、3 番 赤井美洋委員、18 番 猪俣忠久委員、25 番 月田宏委員の 3 名であります。 本日の出席委員数は 27 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しております。
議 長	日程第 2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第 20 条第 2 項の規定により、 26 番 星 又エ門委員、28 番 渡部一男委員を指名いたします。 両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
議 長	日程第 3「報告第 1 号 会務報告について」を議題といたします。 事務局から報告してください。
事務局 (局長)	※（会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。）
議 長	只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。 （「ありません。」の声あり。）
議 長	質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第 4 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 から 8 について、地区担当調査員の 21 番 大竹実委員から調査結果の説明をお願いします。
21 番	21 番大竹です。調査結果を報告します。 譲渡人、○○○○○○です。譲受人は、●●●●●●●●。譲渡人が、

だいぶ高齢になったため、後継者である譲受人に生前贈与し適切に管理してもらうという内容です。許可を受けようとする土地は●●●で議案書のとおりです。必要な農業機械も所有しており問題ありません。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

（「ありません。」の声あり。）

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

（「異議なし。」の声あり。）

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可（30アールを超える農地）申請について」を議題といたします。

地区担当調査員の8番 小惊喜一郎委員から調査結果の説明をお願いします。

8 番

8番、小惊でございます。

この申請は、30アールを超える農地の転用であり、福島県農業会議の常設審議委員会の審議に係る案件であることから、去る8月7日、審議委員の五十嵐伸人会長、事務局長、補佐、舘岩総合支所振興課農林建設係長、及び譲受人話を聞きながら、現地調査を行ってまいりました。

まず、譲渡人は別紙名簿のとおりですが、●●●●●以外は全員、土地を貸している状況でございます。●●●●●さんが耕作していられっしゃいますが、この土地を手放したら農業経営に影響はないか聞いたところ、近くに土地を持っていられっしゃるようで、影響はないとのことでした。

この申請地は、近隣の農業生産条件に及ぼす影響はないと思います。譲受人●●●●●●●●●●。申請の所在地ですが、●●●●●となっています。議案書のとおりです。申請の事由でございますが、平成27年9月の関東東北豪雨災害で施設が壊滅的被害を受けたことと、河川の改修計画によりすべての建物等に移転しなくてはならなくなったことにより、移転先の候補地を数か所検討してまいりましたが、利便性の良い当該農地の所有者の協力も得られることから、事業を計画したものであります。

当該農地は第1種農地に該当しますが、許可要件を満たす計画であり、

問題がないかと思われます。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり。)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号の申請について、「許可相当である。」と決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認め、議案第2号は「許可相当である。」の意見を付して県知事に進達することに決定いたしました。

議 長

次に、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1について、地区担当調査員の21番 大竹実委員から調査結果の説明をお願いします。

21 番

大竹です。第5条の申請について内容の説明を行います。

譲渡し人●●●●です。譲受人●●●●です。譲受人は、現在県外住まいで、譲受人の身内が老人ホームに入っていて、世話をしたいということで年に2～3回こちらのほうにきて、将来的にこちらに家を建てたいという思いを持っていました。譲渡人は会社も定年になりまして、他地域に住居を持ちたいということでした。許可を受けようとする土地が、□□□□でここに住宅を建てたいということです。当該地は第3種農地に該当しますので、問題ないかと思われますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり。)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。番号1の申請について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、番号 1 は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に番号 2 について、地区担当調査員の 26 番 星又エ門委員から調査結果の説明をお願いします。

26 番 星です。番号 2 について説明を行います。
譲渡人は〇〇〇〇です。譲受人は●●●●でございます。土地は〇〇〇〇です。理由ですが、現在□□□□に家をお持ちですが、町まで出てくるのに 20 分かかり、入り口の道路が狭く除雪に苦労しているということです。7 人家族で病院やスーパーも近く、環境的にも閑静なところで、この場所を選定したということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり。)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。番号 2 の申請について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり。)
異議なしと認め、番号 2 は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に番号 3 について、地区担当調査員の 23 番 星清次委員から調査結果の説明をお願いします。

23 番 星 です。
番号 3 について、報告します。
譲り渡し人、〇〇〇〇。譲受人●●●●。議案書のとおりです。工事用の仮設トイレや進入路など用地が必要になったため、3 か月間の期間転用をお願いしたいということです。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。番号3の申請について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、番号3は原案のとおり許可することに決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題といたします。 番号1について、地区担当調査員の21番 大竹実委員から調査結果の説明をお願いします。
21 番	21番大竹です。現況確認の報告をいたします。 申請人は、〇〇〇〇。証明を受けようとする土地は□□□□、議案書のとおりです。現況は山林になります。昭和47年ころから耕作しておらず、周囲も山林状態であり、元に戻すことはできないとして、8月10日に現地を確認してきました。ご審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。以上で議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局	廣野です。議案第5号 農用地利用集積計画決定について」をご説明い

(廣野)

たします。

事前にお配りしておりました議案書の中に、議案第5号の内訳一覧表が抜けておりましたので、本日お配りしております。お詫び申し上げます。8月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が10筆・8,906㎡、畑は0筆です。新規は、田が3筆・4,718㎡です。畑は0筆です。再設定と新規合わせて田が13筆・13,624㎡です。14ページは、利用権設定の一覧表になっています。今回全て賃借権となっています。13番が、農地中間管理事業の利用権設定となっております。農地の貸付けを行うものが1名、福島県農業振興公社が借受人となりまして、農地中間管理権を設定するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第5号の審議を終了いたします。

議 長

日程第9「議案第6号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局
(廣野)

私の方から、議案第6号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について、を説明させていただきます。16ページをご覧ください。農用地配分計画一覧表を載せています。

こちらにつきましては、先ほど議案第5号で説明いたしましたが、〇〇〇さんより、福島県農業振興公社へ利用権を設定した農地につきまして、こんどは●●●●さんに配分するという計画になっています。また、一時利用地につきましては、利用配分計画案のみとなっています。こちら集団的な土地利用を図るために、今回の配分計画案となっております。ご審議の程よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙
手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

26 番 (星又エ門) 議長。ちょっと、質問を逃してしまったんで、お聞きした
いことがあったんですが、現況確認証明ですが、畑が山林になっている
ということですが、このあと原野になるのか雑種地になるのか教えてい
ただきたい。

事務局 (補佐) この後の地目の認定はどうなるのか、という質問かと思いますが、正
式には、登記官が現況確認をして判断することになるかと思います。
農業委員会としては、非農地である形の証明を出すわけですが、今まで
の状況及び木は伐採したが現地に根っこ残っている状況などから、山林
としての証明をしていくことになります。

26 番 ここは昔、基盤整備したところなので真ん中に山林ができることは認
め方が悪かったとなるんじゃないかと心配だったもんですから。原野な
ら原野、雑種地なら雑種地としておいたほうがいいのかと思ひまして。

事務局 (補佐) 地目の最終認定は登記官の判断を仰ぐことになります。農業委員会と
しては非農地であるという証明になります。ではどういう土地なのかと
いうと申請が上がったのが山林ということなので、非農地として証明し
たいと思っています。

議 長 次に、協議事項に入ります。
平成 29 年度県下農業委員会大会議案（素案）に対する意見について、
事務局から説明してください。

事務局 (局長) (局長 資料に基づいて説明)

議 長

説明が終わりました。
質問意見がありましたら、お願いします。

27 番

（星久光）水稻生産者にとって、前にあった価格補償制度がなくなるといことで、今度保険制度に代わるわけでしょ。この制度は、3年間価格が下がっていけば、補償額もどんどん下がっていくわけで、保険制度はやっちゃいけない。農家に対して価格補償をするその仕組みを県のほうで作ってほしいという要望を出してもらいたい。

南会津の大規模な水稻栽培者は、その赤字分をトマトや花など園芸作物で補うという人が多いと思うんですよ。

17 番

（湯田孝義）圃場整備やった後、水稻の担い手がいないという現状がある。水稻の担い手を真剣に考えていかなければならない。担い手といっても70歳以上の方々がやっている状況ですから。長期ビジョンでできるようなことを考えてほしい。

議 長

担い手確保の支援ということによろしいですか。

17 番

圃場整備を実施して、現地の整備の方法で様々な問題が発生している。今後圃場整備を推進するうえで、農業委員会の中でどんな風にやったらよいか論議すべきだと思っています。

28 番

（渡部一男）

鳥獣被害が深刻化していて、要請をしないと町は全く動いてくれないということでは、安心して農業ができない。行政が先立って電気柵をすべての農地に回すような方策も考えていただきたい。要望事項に入れてもらいたい。

17 番

実際に電気柵を張っているが、貼っていないところに集まって被害が出ている。本格的にジビエの加工場なども検討していくことも必要と考える。

議 長

そのほかありませんか。（議長が指名して意見を求める。）

（小山裕司委員、なし。）（渡部和幸委員、なし。）（星利一委員、なし）

（小野孝委員、なし。）（湯田重行委員、なし。）

ほかにはないようですので、ここで事務局のこれまでの意見の集約をお願いします。

事務局 (局長)	(局長 委員意見の集約をし、具体的な加筆訂正は事務局一任させてもらいたい旨発言。)
27 番	(星久光) 先ほどの一男さんの発言に補足して、農家が安心して農業を営む環境がないということなんで、自治体が責任をもつっていう姿勢でやれる予算をぜひ確保していただきたいことを要望します。
29 番	(室井文一) 毎年、県下農業委員会大会へ参加しているが、各町村から長の出席があるが、南会津は田島町時代から一回も見たことない。農業をよくしようと、これだけみんなが集まっているわけですから、ぜひ町長の出席を要請したい。
2 番	(平野恒二) 町で雇用した鳥獣対策専門員はどのようになっているか。 猪苗代町での活動の例、メールで出没情報を流して効果を上げている。
4 番	(星 和孝) 農林課と鳥獣対策専門員の方を招待して勉強会をやるべきでないか。
2 番	(平野恒二) 農業委員も、先進取り組みの視察などをしたほうがいいと思う。
27 番	(星 久光) 電気柵の脇に仕掛けた罠にはけっこうかかるので、電気柵設置は、他の被害を拡大するということで、総合的な対策が必要になっている。
議 長	皆さんからの意見が、鳥獣対策について熱心な意見をいただきましたので、そちらの方面で要望内容を検討していただければと思っています。
事務局 (補佐)	私のほうから今までの皆さんの意見を聞いていて、思ったことをお話ししたいと思います。 局長から専門員の紹介がありましたが、彼一人が来て南会津全体がすぐに対策がとれるかという、そうではございません。彼の業務は今、全体を調査するのがメインで、その後どういう対策をとったらいいのかという提言をまとめるという役割であろうと思っています。個々の現場の対策を講じるという役割ではないと思っています。農業委員会としては、独自の調査勉強会、又は専門員と一緒に町としてどういう対策をしていくのがいいのかを研究していくのがベストなのかなと感じました。ということで、それらを今後町農林課のほうに、今日の意見等もお話ししたうえで進めていきたいと思いますので、みなさんのご協力をよ

	ろしくお願いいたします。
議 長	平成 29 年度県下農業委員会大会議案（素案）に対する意見は、ただ今の協議内容をもとに、事務局に一任することにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしとします。
議 長	次に、報告事項に入ります。 事務局から説明してください。
事務局 （局長）	（2 アール未満の農業用施設建築届の報告 1 件） 説明が終わりました。ご質問はございませんか。
	（「ありません。」の声あり。）
議 長	次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。
事務局 （局長）	（局長 業務日程について説明）
議 長	何か、ご質問ございませんか。
	（「ありません。」の声あり。）
議 長	その他に入ります。事務局からお願いします。
事務局 （局長）	（事務局から、資料に基づき発言。）
議 長	その他、皆さんから何かございますか。
議 長	（「ありません。」の声あり。） なければ、閉会のことばをお願いいたします。
職務代 理者	※（閉会のことば）

閉会 午後 2 時 5 2 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 29 年 8 月 18 日

議 長

22 番

27 番